

26 環第 764 号
平成 27 年 3 月 11 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

愛媛県知事 中村 時広

新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価準備書に対する
意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定により、別紙のとおり標記準備書に対する意見を提出します。

電気事業法第 46 条の 14 の規定に基づき、特定事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価準備書 に対する知事意見

1 事業計画について

施設稼働に伴う排水については、全て（最大 96,117 m³/日）、住友化学株式会社の既設放水口から排水する計画であるため、同社の排水量が 10,000 m³/日以上増加する可能性があるが、この場合、同社の事業計画が、愛媛県環境影響評価条例の対象となることに留意すること。

また、LNG 気化のため熱交換で使用した冷排水については、貴重な冷熱源となりうるため、可能な限り有効利用できるよう検討すること。

2 水質について

住友共同電力株式会社が、浚渫工事を要する新たな放水口を設ける場合は、環境影響評価方法書に記載のとおり、建設機械の稼働に伴う水質（水の濁り）及び底質（有害物質）について、項目選定し、予測評価すること。

3 植物について

事業実施区域における緑地面積を可能な限り増やすなど、他の企業の見本となるよう、積極的に緑化等の環境整備に努めること。

4 温室効果ガスについて

(1) 住友共同電力株式会社が所有する火力発電所のうち、本設備の総合熱効率が最も高い水準である間は、当該設備の利用率を可能な限り高めるとともに、関係する他の火力発電所においても、燃料種としてバイオマス燃料の使用率を可能な限り高めるなどして、事業者全体として、最大限の温室効果ガス削減に資する取組を積極的に実施すること。

(2) 本発電設備は 2050 年においても稼働が想定されることから、2050 年までに温室効果ガス排出量 80%削減という国の長期目標との整合性を確保するため、温室効果ガス削減対策について、継続的に検討を進めるとともに、2020 年以降の温室効果ガス削減目標について、新たに設定された場合には、これとの整合を図りつつ、温室効果ガス削減に取り組むこと。

5 環境監視について

環境配慮の取組を県民が把握できるよう、工事中及び施設稼働後に実施される環境監視等の結果について、積極的な情報開示に努めること。

6 その他（文化財）について

工事中、新たに遺構や遺物が発見された場合には、新居浜市教育委員会と協議し、適切に対応すること。